

市政記者各位

令和 4 年 8 月 24 日
福岡市環境保全プロジェクト推進本部
アスベスト対策調整部会事務局
(環境局環境監理部環境保全課)
環境保全課長 杉山
TEL : 092-733-5385 (内線2420)

令和 3 年度アスベスト対策の取組み (報告)

福岡市におけるアスベスト対策について、令和 3 年度の取組み状況を下記のとおり公表します。

記

1 建築物の吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

(1) 市有建築物・・・別紙 1

令和 3 年度に新たに吹付けアスベスト等の使用が確認された市有建築物はありませんでした。

①一般施設 (市庁舎、区役所、公民館、学校等)

平成 8 年度以前に竣工し現存している 1,144 施設について、令和 2 年度に新たに吹付けアスベスト等の使用が確認された 6 施設のうち未処理であった 4 施設については、令和 3 年度中に除去の処理が終了しています。

②市営住宅

部屋内の天井仕上げ材として使用されている吹付けひる石について、含有が確認されている 8 棟全てで処置 (囲い込み) を実施しており、継続して適正な管理を行っております。

(2) 民間建築物・・・別紙 2、3

①大規模建築物 (延べ面積 1,000 m²以上のもの)

調査を開始した平成 17 年度から令和 3 年度までに、5,967 件調査済みの報告があっており、令和 3 年度に新たに吹付けアスベスト等があると報告のあったものが 5 施設ありました。令和 3 年度までに、吹付けアスベスト等があると報告のあった 347 件のうち、330 件が処理済で、17 件が未処理となっています。

②大規模建築物以外 (延べ面積 1,000 m²未満のもの)

調査を開始した平成 25 年度から令和 3 年度までに、1,738 件調査済みの報告があっており、令和 3 年度に新たに吹付けアスベスト等があると報告のあったものはありませんでした。令和 3 年度までに、吹付けアスベスト等があると報告のあった 90 件のうち、19 件が処理済で、71 件が未処理となっています。

③社会福祉施設等

平成 8 年度以前に竣工した社会福祉施設等 430 施設のうち、令和 3 年度に新たに吹付けアスベスト等があると報告のあったものはありませんでした。令和 3 年度までの調査で、吹付けアスベスト等の使用が確認されている 21 施設のうち、20 施設が処理済で、1 施設が未処理となっています。未処理 1 施設のアスベスト使用箇所については、除去・封じ込め等の処理を指導しています。

④病院施設

平成 8 年度以前に竣工した病院施設 83 施設のうち、令和 3 年度に新たに吹付けアスベスト等があると報告のあったものはありませんでした。令和 3 年度までの調査で、吹付けアスベスト等の使用が確認されている 23 施設の全ての施設が処理済となっています。

2 アスベストの除去工事等に対する助成について

民間建築物の所有者等が行うアスベストの分析調査及び除去等工事にかかる費用を補助しています。令和3年度の実績は、分析調査2件、除去等工事1件でした。

補助限度額一覧

対象建築物	指定建築物		左記以外の建築物
分析調査	25万円		
除去等工事	除去工事	封じ込め工事 囲い込み工事	除去工事 封じ込め工事 囲い込み工事
	300万円	120万円	120万円

3 大気中のアスベスト濃度について・・・別紙4

(1) 一般環境大気

市内5地域(各2地点)で大気中のアスベスト濃度を測定しました。いずれの地域でも総繊維数濃度^{※1}1本/L未満であり、WHOの資料からも健康影響はないとされている濃度レベルでした。

(2) アスベスト除去等工事

アスベスト除去等工事現場の敷地境界57件(各2地点)で大気中のアスベスト濃度を測定しました。うち1件において総繊維数濃度^{※1}で10本/Lを超過したため、総繊維中のアスベストの割合を電子顕微鏡法で確認した結果、アスベスト繊維数濃度が目安としている10本/L^{※2}を超過しました。当該工事においては、結果判明後、直ちに原因調査と改善対策を指導し、適切な除去等工事が行われました。

※1 総繊維数濃度：アスベスト以外の繊維も含む、全ての繊維状粒子濃度の合計

※2 【目安】大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設(アスベスト製品製造施設等)の敷地境界基準：アスベスト繊維数濃度で10本/L

4 問い合わせ先一覧

問い合わせ内容		局	所属	電話番号
市有建築物	一般施設	財政局	アセットマネジメント推進部 アセットマネジメント推進課	733-5425 (内線 3401)
	学校施設	教育委員会	教育環境部施設課	711-4621 (内線 3550)
	市営住宅	住宅都市局	住宅部住宅建設課	711-4554 (内線 3410)
社会福祉施設等		こども未来局	こども部総務企画課	711-4169 (内線 1742)
		福祉局	高齢社会部事業者指導課 障がい者部障がい福祉課	711-4973 (内線 2044) 711-4224 (内線 2160)
病院		保健医療局	健康医療部地域医療課	711-4267 (内線 2070)
民間建築物 補助制度		住宅都市局	建築指導部建築指導課	711-4572 (内線 3451)
大気濃度調査結果		環境局	環境監理部環境保全課	733-5385 (内線 2420)
		保健医療局	保健環境研究所環境科学課	831-0697

○福岡市アスベスト対策ホームページ

福岡市環境局 アスベスト対策

検索

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/genre/03-06_2.html



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



市有建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

市有建築物における吹付けアスベスト等の使用状況について、一般施設の調査を実施した。

1 一般施設について

(1) 使用状況調査結果

平成8年度以前に竣工した一般施設で現存している1,144施設のうち、令和2年度に新たに吹付けアスベスト等の使用が確認された6施設のうち未処理であった4施設について令和3年度中に除去済。

また、吹付けアスベスト等の封じ込め等処置済の10施設については、管理が適切に行われていることを確認した。

(令和4年3月31日現在)

区分	調査対象 施設 ①+②	アスベスト		アスベスト		
		無 ①	有 ^{※1} ②	未処理	処置 済 ^{※2}	除去 済
一般施設	1,144 (1,158)	1,056 (1,067)	88 (91)	0 ^{※3} (4)	10 (10)	78 ^{※4} (77)

() は令和3年3月31日現在の数値

※1：アスベスト有：これまでの調査でアスベストの使用が確認された施設数。

※2：処置済：封じ込め、囲い込みの方法で工事を行った施設。

※3：令和2年度に新たに吹付けアスベスト等の使用が判明した施設で未処理であった「千早小学校」、「吉塚小学校」、「馬出小学校」、「香椎第1中学校」は令和3年度中に除去済となった。(未処理4施設減、除去済4施設増)

※4：アスベスト除去済であった1施設は解体。また、解体及び売却後も除去済に計上していた2施設を除外。

(2) 今後の対応

アスベスト等の使用が確認できた施設については、早期に処理工事を行うなど対応していく。

また、吹付けアスベスト等の処置済施設(封じ込め、囲い込み)については、アスベストの状態を継続的に監視するとともに、増築、改築、改修工事等を行う際に除去等必要な処理を行う。

2 市営住宅について

(1) 使用状況調査結果

平成8年度以前に吹付けロックウールを使用し竣工した13団地、及び昭和51年度から平成11年度までに吹付けひる石を使用し建設した98団地について調査を実施した。

調査期間：平成17年度～令和3年度

(令和4年3月31日現在)

区分	調査対象施設 ^{※1}		アスベスト 無	アスベスト 有			
				継続管理 ^{※3}			囲い込み済
	種別	施設数					
市営住宅	102団地	吹付けロックウールを使用した施設	13団地 28室	13団地 28室	-	-	-
		吹付けひる石を使用した施設 ^{※2}	98団地 207棟	94団地 199棟	4団地 8棟	4団地 8棟	4団地 8棟

※1：調査対象施設数102団地は、吹付けひる石を使用した98団地と吹付けロックウールを使用した13団地の合計から重複分を差し引いた数値。

※2：吹付けひる石の調査対象施設については、国土交通省の通達に基づき抽出。

なお、吹付けひる石は部屋内の天井に仕上げ材として使用されているが、性状は強固であり、アスベストを含有している場合でも、飛散する可能性は極めて低いと考えられる。

※3：アスベストを含有した吹付けひる石(天井仕上材)が使用された4団地8棟(420戸)の内、居住者から工事の同意を得た住戸及び維持管理の中で工事が完了した住戸の388戸について、囲い込み工事を完了している。残りの住戸に関しては、今後の維持管理の中で囲い込みを行う予定。

(2) 今後の対応

アスベスト含有吹付けひる石が使用された4団地8棟について、引き続き維持管理を徹底する。

なお、囲い込み工事について居住者から同意が得られなかった住戸については、今後の維持管理の中で囲い込み工事を行う予定である。

民間建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

建築基準法で規制されている吹付けアスベスト等について、国の通知に基づき民間の大規模建築物を対象とした調査を継続的に実施している。

また、大規模建築物以外については、吹付けアスベスト等を使用している可能性のある建築物として抽出したものの調査を平成 25 年度から実施している。

1 民間建築物使用状況調査結果

(1) 調査内容

調査A 対象建築物：平成元年以前施工の大規模建築物（延べ面積 1,000 m²以上のもの）

調査期間：平成 17 年 8 月 8 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

調査B 対象建築物：平成元年以前施工の大規模建築物以外（延べ面積 1,000 m²未満のもの）の鉄骨造 3 階建以上の建築物で、用途が店舗、倉庫・自動車車庫、工場、共同住宅及び複合用途の建築物であるもの

調査期間：平成 26 年 3 月 31 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(2) 調査方法

調査票を送付。所有者等による自主調査、記入の上、返送を依頼。（調査A、Bとも）

(3) 調査結果（令和 4 年 3 月 31 日現在）

区分	調査対象 建築物数	未報告 物件数	報告のあ った建築 物の数 ①+②	アスベスト 無 ①	ア ス ベ ス ト			
					有 ^{※1} ②	未処理	処理済	
							処置済 ^{※2}	除去済
調査A	6,215 (6,215)	248 (273)	5,967 (5,942)	5,620 (5,600)	347 (342)	17 (18)	186 (187)	144 (137)
	前年度比	-25	+25	+20	+5	-1	-1	+7
調査B	4,484 (4,484)	2,746 (2,781)	1,738 (1,703)	1,648 (1,613)	90 (90)	71 (71)	18 (18)	1 (1)
	前年度比	-35	+35	+35	±0	±0	±0	±0

() は令和 3 年 3 月 31 日現在の数値

※1：アスベスト有：所有者等による自主調査で「アスベスト有」と報告があったもの。

※2：処置済：アスベスト飛散防止の処置を行ったもの（除去・解体を除く）。

2 今後の対応

吹付けアスベスト等の未処理施設については、増改築時の除去等の義務化の周知と、県・労働局等との連携による関係法令等の遵守、損傷によるばく露の防止の徹底を引き続き図っていく。

なお、吹付けアスベストの除去等を促進するため、平成 20 年度から除去等工事や分析調査に対する補助制度を実施している（令和 3 年度補助実績：分析調査 2 件、除去等工事 1 件）。

社会福祉施設等及び病院施設における吹付けアスベスト等の使用状況調査結果について

平成8年度以前に竣工（改修工事を含む）した社会福祉施設等及び病院施設における吹付けアスベスト等の使用状況について、調査を実施した。

1 社会福祉施設等について

(1) 使用状況調査結果

(令和4年3月31日現在)

区分	調査対象 施設 ①+②+③	アスベスト 無 ①	アスベスト				使用 不明 ③
			有 ②	未処理	処置 済 ^{※1}	除去 済	
福祉局	165 (177)	143 (152)	5 (6)	1 (2)	3 (3)	1 (1)	17 (19)
こども未来局	265 (266)	249 (249)	16 (17)	0 (0)	9 (10)	7 (7)	0 (0)
合 計	430 (443)	392 (401)	21 (23)	1 (2)	12 (13)	8 (8)	17 (19)

() は令和3年3月31日現在の数値

※1 : 封じ込め、囲い込み工事を実施したもの

(2) 今後の対応

吹付けアスベスト等の未処理施設は施設利用者へのばく露のおそれはないが、除去、封じ込め等の実施を指導する。

処置済施設については、適切な維持管理に努めるよう指導する。

使用が不明の施設については、分析調査を行うよう指導する。

2 病院施設について

(1) 使用状況調査結果

(令和4年3月31日現在)

区分	調査対象 施設 ①+②	アスベスト 無 ①	アスベスト			
			有 ②	未処理	処置 済 ^{※1}	除去 済
保健医療局	83 (83)	60 (60)	23 (23)	0 (1)	12 (12)	11 (10)

() は令和3年3月31日現在の数値

※1 : 封じ込め、囲い込み工事を実施したもの

(2) 今後の対応

新たに吹付けアスベスト等の使用を確認した場合は、除去等を含め早期に対策をとるよう指導する。

大気中のアスベスト濃度について

福岡市内5地域（各2地点）で一般環境大気中のアスベスト濃度を測定するとともに、アスベスト除去等工事現場の敷地境界で大気中のアスベスト濃度を測定した。

1 一般環境大気

表1 一般環境大気中のアスベスト測定結果

地域分類	測定地点	総繊維数濃度（本/L） （位相差顕微鏡法）	
		地点1	地点2
住宅地域	早良区祖原	0.31	0.16
	南区塩原	0.18	0.13
商業地域	中央区天神	0.17	0.17
準工業地域	博多区吉塚	0.25	0.32
幹線道路沿線地域	博多区千代	0.24	0.27

※総繊維数濃度：アスベスト以外の繊維も含む全ての繊維状粒子濃度の合計で、位相差顕微鏡法で測定。

※WHOの環境保健クライテリア 53（1986）：石綿及びその他の天然鉱物繊維が人の健康に及ぼす影響を総合的に評価したもので、「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は1～10本/リットル程度であり、この程度であれば健康リスクは検出できないほど低い」とされている。

※測定結果は、世界保健機構（WHO）の環境保健クライテリア 53（1986）と比べて低い。

2 アスベスト除去等工事

表2 アスベスト除去等工事の測定結果

工事届出件数 （件）	測定件数 （件）	総繊維数濃度（本/L） （位相差顕微鏡法）			総繊維数濃度が 10本/Lを超過 した件数（件）
		最小値	最大値	幾何平均値	
60	57*	<0.056	89	0.32	1

※アスベスト飛散の恐れがある作業内容の工事 57 件について、各工事現場の敷地境界（風上・風下）等各2地点（計114地点）で測定を実施。

表3 上記工事で、総繊維数濃度が10本/Lを超過したものの電子顕微鏡法による確認結果

測定日	位相差顕微鏡法	電子顕微鏡法		アスベスト 繊維数濃度（本/L）
	総繊維数濃度（本/L）	アスベスト繊維の割合（%）		
R4.3.29	40	アモサイト 97.7 クロシドライト 2.3		40
	89	アモサイト 97.5 クロシドライト 2.5		89

※【目安】大気汚染防止法に基づく特定粉じん発生施設（アスベスト製品製造施設等）の敷地境界基準：アスベスト繊維数濃度で10本/L

※当該工事においては、結果判明後、直ちに原因調査と改善対策を指導し、適切な除去等工事が行われたことを確認している。